【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年１月27日
【会社名】	株式会社椿本チエイン
【英訳名】	ＴＳＵＢＡＫＩＭＯＴＯ　ＣＨＡＩＮ　ＣＯ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　長　勇
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目３番３号
【電話番号】	（06）6441－0011（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画センター財務部長　冨 田　喜 久 男
	（連絡場所）京都府京田辺市甘南備台一丁目１番３号
	（電話番号）　（0774）64－5001
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番２号
【電話番号】	（03）6703－8400
【事務連絡者氏名】	東京支社総務係長　宮 田　雅 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所
	(東京都中央区日本橋兜町２番１号)
	株式会社大阪証券取引所
	(大阪市中央区北浜一丁目８番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成24年１月27日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社椿本マシナリー（以下「椿本マシナリー」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社椿本マシナリー
本店の所在地	大阪市西区阿波座一丁目３番15号
代表者の氏名	代表取締役社長　近藤 正人
資本金の額	139百万円（平成23年３月31日現在）
純資産の額	1,521百万円（平成23年３月31日現在）
総資産の額	5,421百万円（平成23年３月31日現在）
事業の内容	各種伝動機器・装置およびその部品の販売等

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および当期純利益

（単位：百万円）

	平成21年３月期	平成22年３月期	平成23年３月期
売上高	13,314	8,915	10,559
営業利益又は営業損失(△)	365	△5	138
経常利益	371	13	147
当期純利益	206	57	73

③ 大株主の氏名又は名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成23年３月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社椿本チエイン	68.24%
和泉チエン株式会社	19.42%
エイチアールディー株式会社	12.34%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社は、本臨時報告書提出日現在、椿本マシナリーの発行済株式総数の68.24%に相当する普通株式189,700株を保有しております。
人的関係	当社の執行役員１名が椿本マシナリーの取締役を、当社の監査役１名が椿本マシナリーの監査役を兼務しております。又、従業員が両社の間で出向しております。
取引関係	当社は、椿本マシナリーに対して製品を販売しております。又、当社は、椿本マシナリーより資金の借入を行っております。

(2) 本株式交換の目的

当社は、経営環境の変化に機動的かつ柔軟に対応し、グループ経営の効率化を図るため、椿本マシナリーを完全子会社化することといたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、椿本マシナリーを株式交換完全子会社とする株式交換です。平成24年１月27日に両社の間で締結した株式交換契約に基づき、平成24年２月29日を株式交換の効力発生日として本株式交換を実施いたします。

なお、当社は、会社法第796条第３項の規定により、株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を実施いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容

椿本マシナリーの普通株式１株に対して、当社の普通株式13.13株を割当て交付します。ただし、当社が保有する椿本マシナリーの普通株式189,700株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

③ その他の株式交換契約の内容

当社および椿本マシナリーが、平成24年１月27日に締結した株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社椿本チエイン（以下「甲」という。）と株式会社椿本マシナリー（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換）

甲および乙は、本契約の規定に従い、甲が乙の株式交換完全親会社、乙が甲の株式交換完全子会社となる株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第２条（当事会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次のとおりである。

甲 商号：株式会社椿本チエイン
住所：大阪市北区中之島三丁目3番3号
乙 商号：株式会社椿本マシナリー
住所：大阪市西区阿波座一丁目3番15号

第３条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年２月29日とする。ただし、本株式交換の手続きの進行等に応じて必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第４条（株式交換に際して交付する株式およびその割当て）

１．甲は、本株式交換に際して、効力発生日前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主（ただし、甲を除く。以下同じ。）に対し、甲の普通株式を、乙の普通株式１株につき甲の普通株式13.13株の割合で割当交付する。

２．前項に従い甲が割当交付しなければならない甲の普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、甲は会社法第234条の規定に従い処理する。

第５条（甲の資本金および準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、甲の資本金および準備金の額は、変動しない。

第６条（株式交換契約承認総会）

１．甲は、会社法第796条第３項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を受けないで本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第４項の規定により、本契約について甲の株主総会により承認が必要となった場合には、甲は効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。

２．乙は、本契約書の承認および本株式交換に必要な事項に関する臨時株主総会の決議を求める。ただし、本株式交換の手続きの進行等に応じて必要があるときは、甲乙協議のうえ、日程等を変更することができる。

第７条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

第８条（本契約の変更および解除）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の事項に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本株式交換の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第９条（本契約の効力）

本契約は、第６条第１項ただし書きに定める甲の株主総会の承認もしくは同条第２項に定める乙の臨時株主総会の承認が得られないとき、または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲乙協議のうえ、これを定める。

第11条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成24年１月27日

甲 大阪市北区中之島三丁目3番3号
株式会社椿本チエイン
代表取締役社長 長 勇

乙 大阪市西区阿波座一丁目3番15号
株式会社椿本マシナリー
代表取締役社長 近藤 正人

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

株式交換比率について、上場会社である当社の株式価値については市場株価平均法により、非上場会社である椿本マシナリーの株式価値については時価純資産法により算定し、その結果を基に総合的に勘案し、当事者間における協議のうえ決定いたしました。

なお、株式交換比率の算定の前提として、当社および椿本マシナリーが大幅な増減益になることや、資産・負債の金額が直近の財務諸表に比べて大きく異なることなどは見込んでおりません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	**株式会社椿本チエイン**
本店の所在地	**大阪市北区中之島三丁目３番３号**
代表者の氏名	**代表取締役社長　長　勇**
資本金の額	**17,076百万円**
純資産の額	**現時点では確定しておりません。**
総資産の額	**現時点では確定しておりません。**
事業の内容	**各種動力伝動装置および同付属品の製造販売等**

以 上